特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1396	時刻歴応答解析方法を用いて検証する（仮称）「中央区新川２丁目計画」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	東京建物株式会社 代表取締役社長執行役員　野村　均 三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役社長　脇　英美	東京都中央区八重洲一丁目９番９号 東京都千代田区大手町一丁目６番１号	平成29年7月6日

○海上保安庁告示第二十六号

航路標識の廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成二十九年七月二十一日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　潮見埼東方照射灯
位置
所在地　長崎県平戸市（潮見埼）
北緯　三三―二一―一八
東経　一二九―二六―〇七
廃止年月日　平成二十九年六月五日

名称　山田港東防波堤灯台
位置
所在地　岩手県山田港（東防波堤外端）
北緯　三九―二七―五七
東経　一四一―五七―三〇
撤去年月日　平成二十九年六月九日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第二十七号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成二十九年七月二十一日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　銚子沖洋上風力発電施設灯
位置
所在地　外川港東防波堤灯台（千葉県銚子市）の西南西方約三・〇キロメートル
北緯　三五―四〇―五四
東経　一四〇―四九―一三
変更年月日　平成二十九年五月二十五日
変更した事項
記事　一　本灯は、風力発電施設の北東端及び南西端に各一基設置されていて、二基の灯火は同期している。
二　附属施設　ダイヤフラムホーン
(一)　吹鳴周期　毎三〇秒にモールス符号Ｕ（・・―）音
(二)　設置場所　風力発電施設の南東端

名称　銚子沖洋上風況観測タワー灯
位置
所在地　外川港東防波堤灯台（千葉県銚子市）の西南西方約二・八キロメートル
北緯　三五―四〇―五四
東経　一四〇―四九―二四
変更した事項
記事　一　本灯は、風況観測タワーの北東端及び南西端に各一基設置されていて、二基の灯火は同期している。
二　附属施設　ダイヤフラムホーン
(一)　吹鳴周期　毎三〇秒にモールス符号Ｕ（・・―）音
(二)　設置場所　風況観測タワーの南東端
三　株式会社経営技術戦略研究所
技術開発部管理
変更年月日　平成二十九年五月二十五日
変更した事項
記事　一時変更

名称　博多港東航路第六号灯標
位置
所在地　福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の北方約三・一キロメートル）
北緯　三三―三八―四四
東経　一三〇―二三―一三
変更した事項
位置　正規位置の二四四度約五〇メートル
変更年月日　平成二十九年五月二十五日
記事　一時変更

名称　下関南東水道第二号灯浮標
位置
所在地　本山岬（山口県山陽小野田市）の西方約九・〇キロメートル
北緯　三三―五五―三八
東経　一三一―〇四―五八
変更した事項
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　本灯の下方に、数字の二を電光表示している。
変更年月日　平成二十九年五月三十一日
記事　一時位置変更中のところ記事変更のうえ復旧

○東北地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
酒田市広野字土橋一九一番から同市広野字末広一七四番まで	前	一二・四〇～四一・二〇メートル	キロメートル
	後	一六・一〇～五七・〇〇メートル	〇・九九八

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十一日から二週間東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　十三号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
米沢市窪田町小瀬字江中子六八四番一から同市窪田町小瀬字鎌倉下五六〇番二まで	四・一三～二六・九八メートル	〇・三一九キロメートル

四　指定する期日　平成二十九年七月二十一日

○東北地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

東北地方整備局長　津田　修一